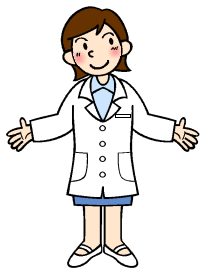
「学校感染症」について

学校で感染しやすい感染症を「学校感染症」と指定し流行の予防に注意しています。これらの病気に感染されたときは、出席停止扱いになります。出席停止の目的は、他の生徒に感染しないようすることと、感染した生徒がきちんと治って健康を回復するまでに休養をとってもらうことです。

■学校感染症の分類

主な学校感染症とお休みする期間		
	病　　名	出席停止期間
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで （医師の許可があるまで）
第２種	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで ＊発症日は「０」日目とする
	百日ぜき	特有の咳が消失するまで
	麻しん（はしか）	解熱したあと３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が 発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 （三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えたあと２日を経過するまで
	結核	医師の許可があるまで
第３種	腸管出血性大腸菌感染症	医師の許可があるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

この期間をすぎていなくても、お医者さんが「感染のおそれがないと」判断されたときは学校と相談の上、登校可能な場合もあります。



新型コロナウイルス感染症関連

- 新型コロナウイルス感染症
  - 風邪の症状
  - 発熱
  - 強いだるさ（倦怠感）
  - 息苦しさ（呼吸困難）
  - 味覚・嗅覚障害
  - 新型コロナウイルス感染症の予防

＊これらは、当分の間出席停止の対象となります。

■第３種の感染症の「その他の感染症」について

「その他の感染症」はケース・バイ・ケースで必ずしも出席停止となるものではありません。
そのときの感染状況などをみて学校で判断します。以下のような病気です。

- 溶連菌感染症
- ウイルス性肝炎
- りんご病（伝染性紅斑）
- 手足口病
- ヘルパンギーナ
- マイコプラズマ感染症
- 感染性胃腸炎

■お子様が学校感染症にかかられましたら、午後５時まで学校へご連絡ください。（電話で結構です）
電話を受けた日から出席停止扱いになります。（前日に原因が不明だった場合は欠席扱いです）
学校より出席停止の通知書をお届けします。
■河浦中学校では「医師による証明書」はとっておりません。